

9 . 情報・通信分野

<p>情報・通信(1)</p>	<p>高速電力線搬送通信(PLC:Power Line Communication)の早期実用化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電力線搬送通信については、無線設備規則第59条により、10kHz～450kHzを使う低速タイプが既に実用化されているものの、世界的に実用化が進みつつある2MHz～30MHzの高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信については、実用化は認められていない。</p> <p>高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信については、2004年1月に漏洩電界強度の低減技術を検証するための実証実験制度が導入され、実験データの取得が進められている。加えて、総務省は高速電力線搬送通信と無線利用との共存可能性・共存条件等について検討を行うため、「高速電力線搬送通信に関する研究会」を設置し、2005年1月より検討を進めており、本年秋を目処にとりまとめを行う予定である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>2MHz～30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を早期に認めるべきである。そのために、総務省「高速電力線搬送通信に関する研究会」における検討を進め、実証実験の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについては、早期に関係法令の改正を行い、実用化を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電力線搬送通信は、既存のインフラである電力線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、容易にネットワークを構築し、通信を行うことができる。しかし、現行で使用が許可されている周波数帯域(10kHz～450kHz)では、100kbps程度の低速度の通信しか実現できず、また家電機器によるノイズ等の影響を受け、安定的な通信ができない。一方、2MHz～30MHzの周波数帯を用いた高速電力線搬送通信では、数Mbps～数10Mbpsの高速通信が実現でき、ノイズの影響も少なく、安定的な通信が可能となる。</p> <p>高速電力線搬送通信は容易にブロードバンド環境を実現するものであり、国家的課題である早期のブロードバンドの普及、デジタルデバイドの解消に大きく貢献することが期待されており、その早期実用化は国家的課題である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電波法第100条、電波法施行規則第44条、46条、無線設備規則第59条 「無線設備規則第59条第1項但書及び第60条但書の規定に基づき、技術基準を適用しない通信設備を定める件」(平成16年1月26日総務省告示第87号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省総合通信基盤局電波部電波環境課</p>

情報・通信(2)	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備
規制の現状	<p>UWB無線システムは、パルス状の電波を発射して数GHz幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステムであり、近距離で大容量の高速通信を可能とする無線方式である。</p> <p>総務省情報通信審議会情報通信技術分科会UWB無線システム委員会において、UWB無線システムの技術的条件について検討が行われ、2004年3月に中間報告が示されたものの、商用化に向けた電波関係法令等の具体的な制度整備が進んでいない。</p>
要望内容	<p>UWB無線システムの導入、商用化に向けて、早期に制度整備を行なうべきである。</p>
要望理由	<p>UWB無線システムは、無線による大容量データの高速度伝送を可能にするとともに、周波数の有効利用の手段としても期待されており、ユビキタス社会の実現に向けた基幹技術として、新たなアプリケーションの創出、国民の利便性の向上等に対する期待が高まっている。</p> <p>既に米国連邦通信委員会(FCC)では一定の条件の下で使用が許可され、米国内では様々な機器が開発されている。わが国においても、実験局を申請し認可を受ければ開発は実行できるが、認可に長期間を要することや、機器毎に申請が必要とされるなど実際に開発を進める環境にはない。また、商用使用については明確な認可時期が明らかになっていない。</p> <p>UWB無線システム委員会の中間報告では、「ITU - R、IEEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討との整合性を図ることが必要」とあり、2005年1月の「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答」においても、「ITU等の国際的な検討動向を踏まえつつ、今後検討を進める必要がある」とある。</p> <p>わが国においても、米国をはじめ、国際的な動向に遅れをとることのないよう、既存の無線機器等への混信など技術的な実証を早期に実施し、その評価を踏まえたうえで、UWB無線システム周波数帯域における電波関連法令の制度整備を早期に行うべきである。</p>
根拠法令等	電波法施行規則第6条第1項
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

情報・通信(3)	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止
規制の現状	<p>事業用電気工作物には、電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物(電気事業の用に供さない電気工作物)とがあり、事業用電気工作物は、電気事業法の規定に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下、「省令」)に適合するように維持されなければならない。同省令では、変電所等、保安確保及び運用のために必要なものの相互間には、電力保安通信用の電話設備として、有線電気通信設備の施設の設置が義務付けられている。</p> <p>有線電気通信法では、このうち、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同して設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるもののいずれかに該当するものについては、届出が必要とされている。</p>
要望内容	<p>自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同で設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるもののいずれかに該当するものであっても、省令第50条の規定に基づき設置したものであれば、届出不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>省令第50条の規定に基づき設置される、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備については、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を満たしていることから、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等は十分担保できる。従って、電気事業の用に供するものと同様、届出を不要とすべきである。</p>
根拠法令等	<p>電気設備に関する技術基準を定める省令第50条 有線電気通信法第3条 同施行規則第6条</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

情報・通信(4)	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認 【新規】
規制の現状	73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、医療用特定機器など一部の無線設備を除き、給電線及び接地装置の設置が認められていない。そのため、無線設備とアンテナを分離することができない。
要望内容	73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備について、給電線及び接地装置を有することができるようにして、アンテナを分離可能な無線設備の対象範囲を拡大すべきである。
要望理由	<p>近年、防犯、防災、農業、土木をはじめ、遠隔地への通信用無線機器の需要が高まっている。</p> <p>特定小電力無線局の無線設備の通信距離を長くするためには、アンテナを高い所に接地することになるが、現行制度では、73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備については、給電線及び接地装置を設置できないため、アンテナと無線設備を一体化せざるを得ない。その場合、無線設備の筐体の防水・防塵対策を行う必要が生じ、その分、無線設備のコスト上昇につながるとともに、消費者の利便性を阻害する結果を招いている。</p> <p>現行の無線設備規則による規制は、携帯電話が普及する以前に、特定小電力トランシーバの違法改造の横行を防ぐため制定された経緯があるが、現在、携帯電話が広く社会に普及し、規制を継続する必要性はなくなっている。また、世界的にも、アンテナ分離型の無線設備が認められ、広く普及しており、市場の拡大と消費者の利便性向上のためにも、アンテナが分離可能な無線設備を認めるべきである。</p>
根拠法令等	無線設備規則 第49条の14第1項二
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

情報・通信(5)	BSアナログ放送の加入契約約款変更の届出制への移行【新規】
規制の現状	<p>有料放送を行なう一般放送事業者が、受信者に提供する役務の料金等、約款内容を変更する場合、BSデジタル放送やCSデジタル放送については、事前届出のみですむ一方、BSアナログ放送については依然として総務大臣の認可を得なければならない。そのため、BS放送において、料金等加入契約約款を変更する必要が生じた場合、BSアナログ放送部分のみ、その変更に先立ち認可を受けなければならない。</p>
要望内容	<p>有料放送の役務の料金等の約款内容の変更について、BSデジタル放送、CSデジタル放送と同様、BSアナログ放送についても届出制とすべきである。</p>
要望理由	<p>有料放送事業者が料金等の加入契約約款の変更を行なう場合、現状では、BSデジタル放送については届出制、BSアナログ放送については認可制という制度の相違がある。そのため、デジタル・アナログ共通のサービス・運用を行なう有料放送事業者は、デジタル、アナログ放送の双方について、個別に手続を行わざるをえず、大変な手間と時間を要している。</p> <p>新しいサービスの提供に際して、逐一認可が必要とされるのでは、利用者のニーズに対応した機動的、迅速なサービスの提供ができない。届出制となれば、行政、放送事業者ともに事務負担の軽減につながる。従って、BSアナログ放送についても、早急に届出制に移行する必要がある。</p>
根拠法令等	放送法第52条の4
制度の所管官庁及び担当課	総務省情報通信政策局衛星放送課

情報・通信(6)	BSデジタル放送周波数帯域(伝送容量)の柔軟な利用【新規】
規制の現状	BSデジタル放送の委託放送業務の認定は、委託放送の種類、周波数・伝送容量、番組数等の事項を指定して行われており、これら委託放送事項を変更する場合には、予め総務大臣の許可を得なければならない。
要望内容	放送事業者の創意工夫により、柔軟にサービスを組み合わせて展開できるよう、電波法上で使用許可が付与されている帯域の枠内であれば、放送法上も帯域免許的な認定制度を認める方向で、委託放送の種類、番組数、周波数帯域の利用を放送事業者の裁量で自由に設定、変更することができるようにすべきである。
要望理由	デジタル放送については、放送法の規定により、当初、免許申請を行なった放送の種類、番組数、周波数帯域等の変更を行なう場合には、総務大臣の許可が必要となっており、時々視聴者ニーズに対応して機動的な番組編成、放送を行なうことができない。デジタル放送に係る技術進歩に伴い、映像の帯域を圧縮し、余裕部分を別の放送に活用できる可能性もある。デジタル放送の特徴を活かし、周波数の有効活用と視聴者のニーズに適った機動的なサービスの提供を行なうことができるよう、放送事業者の裁量の拡大を図るべきである。
根拠法令等	放送法第52条の13、14、17
制度の所管官庁及び担当課	総務省情報通信政策局衛星放送課

情報・通信(7)	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大
規制の現状	<p>電波法に定める特定無線設備のうち、技術基準適合自己確認制度の対象と認められているのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話、及びデジタルコードレス電話のみに限られている。</p> <p>同時に、電気通信事業法に定める端末設備についても、自己確認制度の対象となっているのは技術基準の定まった機器に限定されており、電気通信事業者が自ら定め、国が定める技術基準と同等の効果を持つ技術的条件については、第三者指定機関の認証を受けなければならない。</p>
要望内容	<p>現在、技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備・端末機器について、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には除外対象から外すなど、可能なものから、技術基準適合自己確認制度の適用対象を拡大していくべきである。特に、無線LAN、ADSLモデム、サーバー、IP通信網サービス端末、OCUなど、消費者ニーズの高い設備・機器については、早急に規制緩和を図るべきである。</p>
要望理由	<p>国際競争の激化、急速な技術進歩、製品のライフサイクルの短期化など、市場環境が急速に変化するなか、製造事業者は、新製品を迅速に、かつ低コストで市場に投入する必要がある。諸外国において、自己適合宣言方式が一般的となるなか、わが国では、技術基準適合自己確認制度の適用範囲が限定されており、消費者ニーズに対応した新製品の迅速な市場投入を阻害し、利用者利益やわが国産業の国際競争力を損なう結果を招いている。</p> <p>自己確認制度の対象範囲については、『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)で総務省は、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)を踏まえ、平成16年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」と回答しているが、このような状況に鑑み、対象範囲を拡大する形で、前倒しで結論を出す必要がある。</p>
根拠法令等	<p>電波法第38条の33、 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項 電気通信事業法第52条、第69条 電気通信事業法施行規則第32条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 同 電気通信事業部電気通信技術システム課</p>

情報・通信(8)	公共工事指名願い様式の統一
規制の現状	<p>公共工事指名願い(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を設定しているが、あくまで参考扱いのため、現状は地方公共団体により様式にかなり違いがある(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちであり、逐一調査する必要がある)。</p>
要望内容	<p>各地方公共団体に対して、「公共工事指名願い」の統一様式を使用するよう適切な指導・助言を行うべきである。 を行った上で、各自治体でも国土交通省と同様のオンライン手続きを行えるようにするべきである。</p>
要望理由	<p>国土交通省・事業団・道路公団等ではインターネットによる一括申請が可能となっているが、地方自治体においては指名参加願いの様式・方法などが千差万別であり、その確認および個別対応のために多大な労力とコストを要している。よって、指名参加様式を統一するとともに、電子化することが望まれる。 これにより、入札参加者の業務の効率化を実現することができる。</p>
根拠法令等	自治体毎の指名願い様式等に関する通達
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省大臣官房地方課 総務省自治行政局自治政策課

情報・通信(9)	固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進
規制の現状	<p>固定資産税の納税義務者には、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各市町村が定めた納付書により、各事業所等が所在する市区町村長に対し、税金を納めなければならない。</p> <p>固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産税課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村に申告しなければならない。</p>
要望内容	<p>固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手続きならびに償却資産税の申告手続きの電子化を推進すべきである。その際には、入力フォーム、入力手順などの仕様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。</p>
要望理由	<p>現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公共団体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企業や納付を受付ける金融機関にとっては、事務が煩瑣であるばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例えば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはあるものの、実際には地方公共団体ごとに大きさ等の仕様がバラバラであり、企業の集計作業等において不便が生じている。</p> <p>固定資産税の納付手続きの電子化により、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。なお、現在、電子自治体システムの共同化に向けた取り組みが行われているが、総務省の調査によれば、2005年4月時点で地方税の電子申告を開始した地方公共団体はなく、2006年度までに開始が予定される団体も4つに過ぎない。納税者の利便性向上の観点から、電子納税が行える汎用システムの導入を早期に図るべきである。</p> <p>また、ごく一部に固定資産税の課税誤りが散見される地方公共団体もあるが、電子申告を可能とすることにより、多くの資産を所有する企業が課税額の確認を容易に行えるという利点もある。</p>
根拠法令等	地方税法第362条、第364条、第383条
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局企画課

情報・通信(10)	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化
規制の現状	<p>貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。</p> <p>また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。</p>
要望内容	<p>貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。</p> <p>書面の交付に代えて、電子的手段を用いることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。</p> <p>なお、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)において、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」と明記されているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上に与える影響を考慮し、検討を前倒しで行い、早期に必要な見直しを行うべきである。</p>
根拠法令等	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局信用課